

南国市福祉避難所機能整備等事業費補助金交付要綱

平成 27 年 10 月 5 日	告示第 113 号
平成 28 年 5 月 30 日	告示第 71 号
平成 29 年 4 月 5 日	告示第 36 号
平成 30 年 5 月 22 日	告示第 75 号
平成 31 年 4 月 23 日	告示第 54 号
令和 2 年 4 月 27 日	告示第 63 号
令和 3 年 5 月 25 日	告示第 88 号
令和 4 年 5 月 23 日	告示第 73 号
令和 5 年 5 月 30 日	告示第 84 号
令和 6 年 5 月 8 日	告示第 57 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、南国市補助金の交付に関する条例（昭和 53 年南国市条例第 20 号。以下「条例」という。）第 17 条の規定に基づき、南国市福祉避難所機能整備等事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第 2 条 この補助金は、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）に基づく福祉避難所での避難生活に必要となる物資・器材の購入に要する経費、物資・器材を保管するための備蓄倉庫の整備に要する経費及び地域住民や社会福祉施設等と行う福祉避難所の運営訓練に要する経費を補助することにより、施設の整備促進及び機能の充実を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、南国市（以下「市」という。）と「災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定」又は「災害時における広域福祉避難所（知的・発達障害児者）の設置運営に関する協定」（以下これらを「協定」という。）を締結した社会福祉法人等であつて、南国市税及び高知県税の滞納がないものとする。

(補助対象施設)

第4条 補助金の交付の対象となる施設は、福祉避難所として市と協定を締結した施設のうち市内に設置されている施設とする。

(補助対象経費、補助率及び補助金限度額)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助金の限度額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、南国市福祉避難所機能整備等事業費補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて市長に申請をしなければならない。

2 補助対象者は、前項の申請に当たっては、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合については、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、補助金の交付が適当と認めるときは、南国市福祉避難所機能整備等事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、当該補助対象者に通知するものとする。

(補助金の概算払)

第8条 前条の規定による補助金の交付の決定の通知を受けた補助対象者は、市長が必要と認めるときは、南国市福祉避難所機能整備等事業費補助金概算払請求書（様式第3号）により補助金の概算払の請求をすることができる。

(補助金の変更承認)

第9条 補助対象者は、補助金の交付の決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更する場合は、あらかじめ南国市福祉避難所機能整備等事業費補助金変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業の中止等承認)

第10条 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ南国市福祉避難所機能整備等事業費補助金中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（実績報告）

第11条 補助対象者は、補助事業が完了したときは、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに南国市福祉避難所機能整備等事業費補助金実績報告書（様式第6号）に関係書類を添えて市長に報告をしなければならない。

2 第6条第2項ただし書の規定により申請した補助対象者は、前項の報告に当たって当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金の額から減額して報告しなければならない。

3 第6条第2項ただし書の規定により申請した補助対象者は、第1項の報告の後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合は、その金額（前項の規定により減額して報告したときは、減額した金額を超える金額）を速やかに市長に報告するとともに、当該金額を市に返還しなければならない。

（補助金の確定）

第12条 市長は、前条の実績報告書の提出があった場合は、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、南国市福祉避難所機能整備等事業費補助金確定通知書（様式第7号）により補助対象者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第13条 前条の規定による補助金の確定の通知を受けた補助対象者は、南国市福祉避難所機能整備等事業費補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出し、補助金の請求をするものとする。

（遵守事項）

第14条 補助対象者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の実施に係る契約については、市が行う契約の手続の取扱いに準じて行うこと。
- (2) 補助事業の実施については、条例別表に規定する事項のいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としない等の市が行う暴力団等の排除に係る

取扱いに準じて行うこと。

- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (4) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管すること。
- (5) 補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図ること。
- (6) 補助事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定された耐用年数に相当する期間内において、市長の承認を得ずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄しないこと。
- (7) 前号の規定による市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- (8) 補助事業の実施において物品等を調達する場合は、高知県が定める高知県グリーン購入基本方針（平成13年4月策定）に基づき環境物品等の調達に努めること。

（補助金の返還等）

第15条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その取り消した金額の返還を命じることができる。

- (1) 虚偽の申請又は報告により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助事業の実施の方法が不相当と認められるとき。
- (3) 条例及びこの要綱に違反したとき。

（委任）

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の規定に基づき交付された補助金について第14条第4号から第7号まで及び第1

5条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則（平成28年告示第71号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年告示第36号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年告示第75号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年告示第54号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年告示第63号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年告示第88号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年告示第73号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年告示第84号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年告示第57号）

この要綱は、公布の日から施行する。